
監 査 委 員 公 表

那監公表 第 3 号

平成 28 年 5 月 16 日

那覇市監査委員	新 城	和 範
同	宮 里	善 博
同	翁 長	俊 英
同	高 良	正 幸

平成 27 年度後期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 27 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び上下水道事業管理者から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成27年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について

市民文化部

○ 文化振興課

(1) 自主公演入場料の指定金融機関等への払込みについて（是正事項）

市民会館自主公演（平成 26 年 6 月 29 日開催）において、入場料 72 万 8,500 円を同月 28 日、29 日に参加団体販売分及び当日券販売分として現金収納している。その後、現金を金庫に保管したまま失念し、同年 12 月 17 日に調定、翌 18 日に払い込まれ、結果として、収入の手続きが 5 か月余り遅延した。

現金の取扱いについて、那覇市会計規則第 27 条第 1 項は、現金等を直接収納したときは、即日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならない旨、定めている。

現金の取扱いに当たっては、事故防止の観点から内部統制の強化を図り、会計規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

文化自主事業の委託について、本市に入場料収入等の現金の収入があった場合、即日又は翌営業日までに指定金融機関に払い込みするよう注意喚起と周知徹底を図りました。また担当者だけでなく、予算担当者やグループ長においても現金収納事務処理が把握できるよう手順書を作成しました。

さらに、年度当初に現金収納事務の課内研修を行い、今後このような事態が生じないように会計規則を遵守し、適切な事務の執行に努めてまいります。

(2) 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

市民会館使用料の還付金等において、精算事務が遅延している資金前渡は 4 件、内 1 件については、精算に要した日数が 26 日となっている。

資金前渡の精算について、那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 3 号は、支払が終了した日から 7 日以内に行う旨、定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、会計規則を遵守し、適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

注意事項につきまして、資金前渡に当たっては 7 日以内に精算を行うよう周知徹底を図りました。今後このような事態が生じないように、那覇市会計規則を遵守し適切な事務処理に努めてまいります。

(3) 個人事業者の委託に係る所得税の源泉徴収漏れについて（注意事項）

平成 22 年度から平成 26 年度までの那覇市芸術監督業務委託、市民音楽劇公演業務委託等を個人事業者へ委託したが、委託料の支払いに際し、295 万 6,783 円の所得税の源泉徴収を行っていなかったため、所得税相当額の返還請求を行ったものである。当該事業者は、税務署へ納付済みの所得税の還付を受け、これを返還した。

所得税法第 204 条(源泉徴収義務)は、源泉徴収の対象となる報酬、料金等に

ついては、その支払者が一定の税率により所得税を徴収して納付する旨、定めている。

個人事業者の委託に係る源泉徴収については、同法による審査を行い、適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

源泉徴収漏れについては、出納室から全庁的に、個人事業主（個人を含む）への支払いの際に、源泉徴収が必要か否かを確認し、必要な場合には、源泉徴収の入力を行い、必要がない場合には、支出命令書の摘要欄にその旨を入力することなどを、周知徹底するよう通知（平成 26 年 10 月 3 日付）されています。

さらに、支出命令書の改訂（平成 27 年 1 月から施行）により、支払いの事務処理時にも確認できるようになっています。

上記のことも踏まえて、源泉徴収事務の研修を受けるなど、課の職員全体に源泉徴収事務における注意喚起と周知徹底を図り、今後このような事態が生じないように適正な事務の執行に努めてまいります。

○文化財課

随意契約時における事務処理について（注意事項）

文化財試掘調査に伴う磁気探査業務において、那覇市契約規則第 20 条第 1 項第 6 号に基づく随意契約（19 件、契約総額 245 万 7,000 円）は、見積書の徴取に際し、他に登録業者がいるにもかかわらず、同一業者（2 者）のみを対象としており、結果として、同じ業者が受託している状況である。

随意契約に当たっては、公正性、競争性を確保するため、特定の事業者に偏ることがないように見積書を徴取されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、見積書の徴取に際しては、公正性、競争性を確保するため、特定の事業者に偏ることがないようにいたします。

上下水道局

○総務課

出退勤システムプログラム保守管理業務契約について（注意事項）

システムプログラム保守管理業務は、システム稼動に必要な稼動障害調査及び対応等を行う業務であり、委託事業者が職員の個人情報データの参照等を行なっている。

個人情報を取扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づき、契約において個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止他 7 項目の条件を付するものと規定されているが、当該保守管理業務契約には条件が付されていない。

個人情報を取扱う契約の締結に当たっては、当該施行規則第 14 条に定める条件を付し、適切に個人情報保護を図られたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 27 年度的那覇市上下水道局出退勤システムプログラム保守管理業務委託契約書において、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づく「個人情報の取扱いを定める特約」7 項目を付し改善しております。

今後も、個人情報を取扱う契約の締結に当たっては、当該施行規則第 14 条を遵守してまいります。

○ 下水道課

平成 25 年度第 4 工区首里石嶺町地内公共下水道工事について（注意事項）

当該工事は、首里石嶺町及び楚辺地内において公共下水道管を布設するもので、当初予定されていた工期は、平成 25 年 9 月 6 日から平成 26 年 2 月 14 日までとなっており、契約金額は 3,337 万円であった。

しかし、地権者から起工承諾を得るため不測の日数を要したこと、布設位置の変更等の理由により、契約の変更が 7 回行われた。工期は、平成 27 年 2 月 20 日までと約 1 年間延長され、契約金額は、純工事費 3,113 万円、現場管理費 1,001 万円、中止期間中の現場維持費 545 万円、一般管理費 541 万円等、当初契約に比べ 1,876 万円（56.2%）増の 5,214 万円となった。度重なる変更により、付近住民のみならず、受注者にも負担がかかり、工事一時中止に伴う費用が新たに生じた。

事業の実施に当たっては、地方公営企業法第 3 条（経営の基本原則）に則り、事前調査や関係者との調整を十分行い、的確な事業計画を策定されたい。また、予算の執行においても、経済的、効率的、効果的な運用を損なうことのないよう、適切な執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

事業の実施に当たっては、工事発注前に現地調査や関係者との調整を十分行い、契約後に不測の状況が発生させないよう対応いたします。また、工事の期間中においても、受注者との十分な協議を行いながら、円滑に工事を実施することにより、予算の経済的、効率的、効果的な運用に努めます。